

下記内容において、訂正が発生しました。

受講生の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけし申し訳ございません。

内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

◆FP2級 基本テキスト① I ライフプランニング

ページ	誤	正
P71 6 老齢厚生年金の受給要件の1行目	国民年金の受給資格期間を満たした人が、	国民年金の受給資格期間(10年以上)を満たした人が、

◆FP2級 基本テキスト② V 不動産

ページ	誤	正
P114 1行目	【速報路線影響加算率表】	【側方路線影響加算率表】

◆FP2級 基本テキスト② VI相続・事業承継

ページ	誤	正
P195 <耐火建築物としなければならない建物> 表中2段目 準防火地域	地階を含む階数が4階以上	地階を除く階数が4階以上
P203 法改正によるテキストの追加 ②類似業種比準価額方式の説明文に追加	<p>なお、平成29年の税制改正により以下の点が見直されている</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 類似業種の上場株式の株価について、「課税時期の属する月以前2年間平均」を加える</li> <li>2. 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。</li> <li>3. 類似業種の上場株式の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする</li> <li>4. 評価会社の規模区分の金額等の基準につき、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する</li> </ol>	